特定ガス導管工事償却準備金の損金算入に関する 明細書				業度		法人名		
果	手定ガス導管工事の名称	1		期	首 現	在 額	į 8	円
		昭	<u></u> 翌	当	7年間均等	取 崩 額	į 9	
指	金 年 月 日	2 平 ・ ・ 昭	一期	期取崩	同上以外の場合 準 備 金 取	合による 崩 額	1 ()	
指	1 定 期 間	3 平昭	繰	額	計 (9) + ([10]	11	
五	新 積 立 額	平 円 4	越	当	期 (4)	立	12	
	1 79] 1月 立 15月	1	額	差	引 期 末 現 (8) - (11) +	在 額 (12)	13	
利立別馬客	特定供給設備の取得のための当期支出額	5	0	減	同上のうち前期: 益金の額に算入さ		1 1 1	
かります。	月 積 立 限 度 額 $(5) \times \frac{10 \chi k 16}{100}$ 6	6	計		当期中において額に算入すべ			
			算	算	積 立 限 度 あ (7)	召 過 額	i 16	
 積	章 立 限 度 超 過 額 (4) - (6)	7		期末	に特定ガス導管工事((13) — (14) — (15) —		17	
法 0301-1208								

別表十二(八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている一般ガス事業を営むものが、平成6年改正措置法附則第16条第5項 (特定ガス導管工事償却準備金に関する経過措置)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額(5)× 10又は16 100 6」は、平成6年3月31日以前に着手した工事に係る供給設備支出金額(平成6年改正前の措置法第56条の2第2項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出した金額をいいます。)については「10又は」を消し、平成6年4月1日から平成9年3月31日までの間に着手する工事に係る供給設備支出金額については「又は16」を消して記載します。